

新たな企業立地支援制度を創設しました！ (都留市産業集積促進助成制度)

産業振興と雇用拡大を目的に企業立地の促進を図るため、都留市で試験研究所の建設を行う事業者に対し、建物・機械設備等の投資経費の一部を助成します。

対象要件

次の要件を全て満たすもの

- ①新たに土地を取得又は借地権を設定(設定期間20年以上)し、取得日から3年以内に試験研究所を建設し、操業を開始すること
- ②土地取得費を除く投下資産額3億円以上
- ③操業1年以内に常時雇用労働者10人以上増加。うち3割以上は市内雇用者又は市内転入者
- ④山梨県産業集積促進助成金の認定を受けること

基本率

投下資産額(土地分除く)の**0.6%**
(水素製造設備等取得費は**2.1%**)

助成率

加算率

- ①高度先端分野(国等の委託又は補助を受ける事業)
➔**+1.5%**
- ②成長分野(医療機器関連産業、水素・燃料電池関連産業)
➔**+1.95%**
- ③成長分野(半導体関連産業、ロボット関連産業)
➔**+0.6%**
- ④高付加価値創出事業(課税特例適用される承認地域経済牽引事業)
➔**+0.3%**
- ⑤県外からの常時雇用労働者数
➔5人以上：**+0.3%**、10人以上：**+0.45%**
- ⑥県外からの新規立地
➔**+0.6%**

最大助成率**5.4%**

限度額

- ①県内新規立地➔**4.5億円**(高度先端分野又は成長分野以外は2.25億円)
- ②県内企業➔**2.25億円**(高度先端分野又は成長分野以外は9千万円)
- ※ ①、②ともに投下資産額200億円超➔**15億円**(投下資産200億円超は助成率一律0.6%)

問合せ先：都留市役所産業課企業誘致推進室

TEL：0554-43-1111(内線158)